

これまでの審議のまとめ
—第一次報告—

平成20年5月26日
教育再生懇談会

【ポイント】

1 子供を有害情報から守る

- 携帯電話利用についての教育を推進し、必要のない限り小中学生が携帯電話を持つことがないように、保護者、学校はじめ関係者が協力する
- 小中学生が持つ場合には、通話機能等に限定したものが利用されることを推進する。機能を限定した携帯電話の開発と普及に携帯電話事業者も協力する
- 小中学生の携帯電話のフィルタリングの在り方について、今後更に検討する

2 若い保護者の子育てを支える

- 若い保護者が安心して子育てできるようにする。幼児教育無償化の早期実現など子育て世代への支援を充実する
- 認定こども園制度に残っている幼保の縦割りなどの問題点を早急に解消し、認定こども園2000園の早期達成を目指す

3 「留学生30万人計画」に国家戦略として取り組む

- 国家戦略としての「留学生30万人計画」の策定と実現
 - I. 国は、「留学生30万人計画」のグランドデザインを策定する
 - II. 質の高い留学生を受け入れる先進的な重点大学を30形成し、重点的支援を行う
 - III. 留学生の就職支援の充実—卒業者の5割の国内就職を目標とする—
- 世界各国から優秀な留学生を惹き付ける
 - I. 海外での情報提供・支援体制の整備（日本版ブリティッシュ・カウンシル）
 - II. 留学生の受入れ環境の整備
 - III. 国際協力への戦略的対応

4 英語教育を抜本的に見直す

- 小・中・高・大の各段階の到達目標を立て、国語教育等と矛盾しない形で、全ての段階で英語教育を強化する
 - ・英語教科書の質、語彙数、テキスト分量の抜本的向上
 - ・小学校3年生以上で英語教育を行うモデル校を大規模に（5,000校）設ける
 - ・英語教員の英語力の飛躍的向上、外国人や社会人を活用した英語指導の人材確保を図りつつ、早急に学習指導要領の見直しの検討に着手し、実行に移す
- 高校生、大学生の海外留学の推進などを通じ、英語教育を強化し、日本の伝統・文化を英語で説明できる日本人を育成する

5 実践的な環境教育を展開する

- 環境問題に取り組む団体、人材等と連携した魅力ある環境教育を展開する
- 「持続可能な開発のための教育（ESD）」に、日本が先頭に立って取り組む。学校もCO₂排出削減に取り組む

6 学校の耐震化を早急に進める

- 耐震化率6割の現状にかんがみ、早急に学校の耐震化を進める

【これまでの審議のまとめ】

1 子供を有害情報から守る

有害情報など携帯電話利用に伴う弊害から子どもを守るため、保護者、学校、地域、PTA、教育委員会、携帯電話事業者及び関係業界、経済界、行政等の関係者は、特に小中学生の携帯電話の利用について、次のような取組を進める。

(1) 携帯電話利用についての教育を推進し、必要のない限り小中学生が携帯電話を持つことがないように、保護者、学校はじめ関係者が協力する。小中学生が持つ場合には、通話機能等に限定したものが利用されることを推進する。機能を限定した携帯電話の開発と普及に携帯電話事業者も協力する

- 小中学生に対して、携帯電話を利用するに当たっての使用目的、使用機能、使用方法、使用場所等に関する利用方法の教育を、保護者、家庭、学校、地域、PTA、教育委員会、地方公共団体、携帯電話事業者及び関係業界、経済界、行政等の関係者を含め、社会総がかりで協力して推進する。これにより、必要のない限り小中学生が携帯電話を持つことがないように、保護者、学校はじめ関係者が協力する。
- 安全確保などの理由から携帯電話を持たせる場合でも、小中学生には、メール機能のない相手方限定の通話機能やGPS機能のみのものを持たせることを推進する(例えば、東京都品川区は、区立の全小学生にこのような機能限定の携帯電話を貸与している)。有害情報対策のためにどのような機能を持つ端末を推奨すべきかについて、関係者において更に検討を進めるとともに、限定された機能を持つ端末の開発と普及に業界が協力する。特に、相手方限定の通話型機能やGPS機能のみを持つ携帯電話の開発を推進する。補助金の導入によりこのような取組を加速させることも検討する。
- 保護者、家庭、学校、地域、PTA、教育委員会、地方公共団体、携帯電話事業者及び関係業界、経済界、行政等が協力して、子供の携帯電話利用により生ずる犯罪やいじめの実態等の、教育委員会単位、学校単位等での具体的な広報を推進する。また、携帯電話の普及に伴い、駅等の公衆電話が減少しているが、社会的機能の重要性に鑑み、電話会社は一定数を確保するよう努める。

(2) 小中学生の携帯電話のフィルタリングの在り方について、今後更に検討する

- インターネット機能の付いた携帯電話を持たせる場合の、小中学生の携帯電話のフィルタリングの在り方については、フィルタリング利用の現状や、有害情報から子供を守るための実効性担保の在り方等を含め、今後更に検討する。

2 若い保護者の子育てを支える

幼児期の教育の重要性に対する認識が国際的にも高まっており、我が国においても、以下のように、就学前の幼児教育、家庭教育の充実に取り組む。

(1) 若い保護者が安心して子育てできるようにする。幼児教育無償化の早期実現など子育て世代への支援を充実する

- 0歳からの乳児期において、育児休業給付制度の定着促進、育児休業促進に取り組む中小企業への支援の充実などにより、保護者ができる限り子育てに専念できるようにする。また、幼児教育の無償化を早期に実現するなど、国は、家庭への経済的な支援を充実する。

- 若い保護者、特に家庭で孤立しがちな専業主婦が安心して子育てできるよう、関係府省が連携し、すべての市町村において子育て支援措置(親学など家庭教育について学ぶ、子育て世代が交流する、相談・支援を受けられる、一時預かりを実施する、などの措置)を一層強力に推進する。そのような場を利用できる子育て支援利用券(仮称)の導入を検討する。
- 地方公共団体は、地域において、民生委員、児童相談所、家庭教育相談員、保健所、幼稚園、保育所、学校、行政、医療などの子育て支援ネットワークを充実する。

(2) 認定こども園制度に残っている幼保の縦割りなどの問題点を早急に解消し、認定こども園2000園の早期達成を目指す

- 認定こども園は、現在、230園程度にとどまっており、2000園の早期達成を目指す。その際、文部科学省(教育部局)と厚生労働省(福祉部局)の縦割りによる手続きや書類面での煩雑さや、支援措置が不十分との指摘があり、両省において早急に、このような問題を解消する具体策を講ずる。

3 「留学生30万人計画」に国家戦略として取り組む

「留学生30万人計画」は、大学の国際化のみならず、国際競争力強化、国家安全保障の観点からも、重要な意味を持つものであり、国として戦略的に取り組む。

(1) 国家戦略としての「留学生30万人計画」の策定と実現

I. 国は、「留学生30万人計画」のグランドデザインを策定する

- 大学院生・学部生の受入れ割合を3:7から5:5にする。私立大学院、専門学校も増やす。
- 中東・アフリカ・中南米などアジア以外の地域の留学生を増やす。アジアにおいても、東南アジア、南西アジアを増やす。
- 期間1年に満たない短期留学も増やす。日本人学生の海外留学も拡大する。

II. 質の高い留学生を受け入れる先進的な重点大学を30形成し、重点的支援を行う

次のような観点から、質の高い留学生を受け入れる重点大学30を選定し、重点的支援を行う。その際、国立大学に比べ支援が遅れている私立大学への支援に重点を置く。

- ① 重点大学では、例えば、留学生を学生数の2割以上、特定学部での外国人教員3割採用、大学全体での英語授業の割合3割を目指すなどの取組を行う。この改革を実効性あるものにするため、特に私立大学への助成を重点的に行う。
- ② 重点大学の選定に際しては、地域配置、国公私立バランスに配慮する。

III. 留学生の就職支援の充実—卒業生の5割の国内就職を目標とする—

留学生の5割が日本国内で就職することを目指し、国は、就職支援の充実ならびに諸条件の整備を図る。

- ・ 就職フェアなどの開催により、企業と留学生との情報マッチングの場を提供する。
- ・ 就職希望者への支援として、大学での専門家による留学生向け就職ガイダンスを充実する。企業内での留学生向けキャリアプログラム開発などを支援する。
- ・ 卒業後の在留期間更新タイミングを延長する。
- ・ 企業も、留学生向けインターンシップの実施や大学の「日本ビジネス研修」への協力など、留学生の円滑な採用のための取組を行う。

(2) 世界各国から優秀な留学生を惹き付ける

I. 海外での情報提供・支援体制の整備（日本版ブリティッシュ・カウンシル）

国は、海外での日本留学に関する情報提供やリクルーティング体制、日本語教育を強化するため、政府、大学等の教育機関、留学機関が協力し、省庁や機関の壁を越えて、一体的な取組を行う体制（日本版ブリティッシュ・カウンシル）を整備する。

II. 留学生の受入れ環境の整備

海外からの留学を円滑にするため、以下の方策を実施する。

① 留学決定の円滑化

留学生への渡日前選考を実施、入学許可及び奨学金の支給を決定、入国審査を迅速化する。

② 国は、奨学金制度を拡充しつつ、私立大学や大学院への配置増など国費留学生制度を見直す。

③ 国、関係機関、大学等教育機関は、連携して留学生への宿舍の提供、留学生（家族を含む）の生活・医療・就業への支援、精神面・言語面等のケア等の包括的な生活環境の整備を図る。

④ 大学等教育機関は、9月入学の大幅促進など大学における組織的な留学生受入れ体制の整備を支援する。

⑤ 大学等教育機関は、留学生サポートセンターを作り、留学生の生活、勉学、就職等のきめ細かい支援を行う。

III. 国際協力への戦略的対応

高等教育分野の国際協力に戦略的に対応するため、次のような取組を進める。

○国レベルの取組

外務省、文部科学省、経済産業省、JICAなど政府及び政府機関が「高等教育国際協力会議」（仮称）を設け、優先度決定、資源配分調整を含めた、組織横断的な機能を担う組織として位置づける。

○大学レベルの取組

国際協力分野で実績・意欲のある大学による「国際協力大学連合」（仮称）を設け、国際協力に関する大学間の情報共有、連携・協力、政府に対する意見提案などを行う。

4 英語教育を抜本的に見直す

国際的に通用する人材を育成し、我が国の国際競争力を高めるため、上記の留学生交流の推進と併せ、以下のように、我が国の英語教育を抜本的に強化することが必要である。

(1) 小・中・高・大の各段階の到達目標を立て、国語教育等と矛盾しない形で、全ての段階で英語教育を強化する

○ アジア各国では、我が国の中学校相当の英語教育を既に小学校で行っている。真の国際人になるには、英語力だけでなく、日本のことをよく学び、国語力をしっかり身に付けることが大前提になるのは当然であるが、我が国においても、国は、小学校から大学までの各段階における到達目標を、TOEIC、TOEFL、英検を活用するなどして明確に設定し、英語教育を強化する。例えば、中国、韓国等の英語教科書の語彙数が日本の2倍以上あることも踏まえ、英語教科書の質、語彙数、テキスト分量を抜本的に向上させる。

○ 小学校について、国は、少なくとも3年生からの早期必修化を目指し、3年生から35時間以上英語教育を行うモデル校を大規模に（例えば5000校）設け支援する。

○ 現在、高等学校の英語教員でも英検準1級相当以上の者が5割にとどまることから、更に高いレベ

ルを目指し、教育委員会は、TOEIC、TOEFL のスコアや英検合格を条件として課すなど、小学校教員、中・高等学校の英語教員の採用を見直す。

- 国、教育委員会は、教員の研修やALTの確保等の条件を整備し、特に小学校の英語教育導入に向け、外国語活動の専任教員の導入、外国人講師や英語に堪能な社会人の活用等、英語指導を行う人材確保に努めつつ、国は、早急に学習指導要領の見直しの検討に着手し、実行に移す。

(2) 高校生、大学生の海外留学の推進などを通じ、英語教育を強化し、日本の伝統・文化を英語で説明できる日本人を育成する

- 中・高等学校、大学での英語教育の強化のため、国は、青少年施設等における中・高校生の英語キャンプの実施、高校生(例えば10万人)の英語圏への海外留学(1か月～1年)の推進、大学生(例えば6万人)の交換留学(6か月～1年)の推進などに取り組む。また、スーパー・イングリッシュ・ランゲージ・ハイスクール(SELHi)に代わる英語教育の先進校作りの事業を実施する。
- 国は、日本の伝統・文化を英語で説明した教材が小・中・高・大の各段階で用意されるよう支援し、日本の良さを世界に発信できる若者を育成する。
- 以上のことを含め、国は、「『英語が使える日本人』の育成のための行動計画」(平成15年)を改訂する。さらに、メディアは、日本人向け英語放送の充実に取り組む。

5 実践的な環境教育を展開する

北海道洞爺湖サミットの議長国として環境問題でリーダーシップを発揮する我が国が「環境教育先進国」となるため、今後、以下の点について検討する必要がある。

(1) 環境問題に取り組む団体、人材等と連携した魅力ある環境教育を展開する

- 学校での環境教育が、環境問題に取り組む企業、NGO/NPO、市民等様々な団体、人材の協力を得て、それらのノウハウを活かして展開されるよう、国、地方公共団体は、外部の団体等と学校とを結ぶ仕組み作りを推進する。地方公共団体は、環境部局と教育委員会の連携を強化する。
- 国、教育委員会は、教員の養成や研修、免許更新講習等を通じ、教員の環境人材としての養成に取り組む。
- 学校では、自然体験、農山漁村体験などを積極的に取り入れ、実践的な環境教育を推進する。また、例えば全ての小学校で1年生から環境教育に取り組むよう、「外国語活動」的な「環境教育活動」の時間を設けることについて検討する。
- 国語、音楽、美術、家庭科、生活科等の時間に、日本の自然やそれによつてはぐくまれてきた文化、我が国に受け継がれてきた「もったいない」と思う心、自然との共生や「足りるを知る」という精神などを学ぶようにし、徳育と一体で環境教育を推進する。

(2) 「持続可能な開発のための教育(ESD)」に、日本が先頭に立って取り組む。学校もCO₂排出削減に取り組む

- 生活科、総合的な学習の時間、理科、社会科などを活用し、環境教育の中核として、「持続可能な開発のための教育(ESD)」の観点を教育内容に積極的に取り入れ、日本が先頭に立って取り組む。
- 全国の学校で、2012年マイナス6%、2050年半減に向けて、CO₂排出量の削減に取り組み、家庭や地域での行動に活かされるようにする。例えば、家庭と連携して、子供たちのエコ活動への取組を書き込める「環境ノート」を作るなど、実践を通じた取組を推進する。

6 学校の耐震化を早急に進める

我が国の公立小中学校施設の耐震化率は、平成19年現在で約6割にとどまっており、耐震性の確保されていない建物が未だ数多く存在している。

学校は子供たちが日中の大半を過ごす活動の場であり、授業中に大規模地震が起こり得ることを考えると、その安全性の確保は極めて重要かつ緊急の課題である。

日本の将来を担う子供たち一人ひとりの貴重な命を守るため、全国の学校施設、特に、倒壊等の危険性の高い学校施設の耐震性の確保に、市区町村等の学校設置者が早急に取り組むよう、また、そのための支援の充実を政府に強く求めたい。

【更に検討を深める事項】

- 1 教育再生懇談会においては、特に小中学生の携帯電話の利用について、そもそも携帯電話が必要なのかとの基本的問題から検討を進めてきた。

今回の提言を含め、携帯電話の不適切な利用や危険性から子供たちを守ることと、グローバル社会における子供たちの創造性や問題解決能力やコミュニケーション能力の健全な発達を支援することが両立するような方策を、引き続き、社会全体で見いだしていく努力をしていく必要がある。また、このような問題の解決のためには、携帯電話事業者はじめ関係者の協力を得なければ実効を期し難い。

これらの点を含め、特に小中学生の携帯電話利用の問題について、今後更に検討を行う。

- 2 大学全入時代の教育の在り方、大学入試の在り方、教員養成の在り方のほか、教育再生会議の報告を踏まえ、教育再生のため更に議論を深めるべき事項について、検討を行う。